

群馬県 前橋市		個人市民税・県民税 領収証書(公)	
市町村コード			
1	0	2	0
1	6		

口座番号	加入者名
00120-1-960246	前橋市会計管理者
年 月分	指定番号

納 入 金 額	給与分 (一括徴収分を含む。)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	退職所得分									
	延滞金									
	合計額									

納期限	
(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地	
氏名又は 名称	

上記のとおり領収しました。	領収日付印
---------------	-------

(納入者保管)

群馬県 前橋市		個人市民税・県民税 納入書(公)原符	
市町村コード		振替の請求に使用する欄 払出口座番号 払出請求人印	
1	0	2	0
1	6	番	

口座番号	加入者名
00120-1-960246	前橋市会計管理者
年 月分	指定番号

納 入 金 額	給与分 (一括徴収分を含む。)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	退職所得分									
	延滞金									
	合計額									

納期限	
(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地	
氏名又は 名称	

上記のとおり納入します。	領収日付印
※日計	口 円

※印は郵便局において使用する欄です

(金融機関又は郵便局保管)

群馬県 前橋市		個人市民税・県民税 納入済通知書(公)0246	
市町村コード		科目コード	課税年度
1	0	01	504
2	0	505	
1	6		

口座番号	加入者名
00120-1-960246	前橋市会計管理者
年 月分	指定番号

納 入 金 額	給与分 (一括徴収分を含む。)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	退職所得分									
	延滞金									
	合計額									

納期限	
(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地	
氏名又は 名称	

取りまとめ店 〒330-9794 ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター	領収日付印
上記のとおり通知します。 取りまとめ金融機関 受付店→群馬銀行 前橋市役所出張所→市役所	

(市役所保管)

この線に沿って切り取って下さい

注意
白色のA4用紙(感熱紙、コート紙不可)に印刷後、点線に沿って四辺を切り取り、必要事項を記入のうえ、前橋市指定金融機関等へお持ち下さい。なお、ここで提供しております納入書は、ゆうちょ銀行及び郵便局では取扱いきません。
印刷方法
退職所得に係る市県民税がなければ表面のみ印刷し、退職所得の市県民税がある場合は、プリンタの設定の印刷の向きを「横」に、「どじ方向」を「短辺」とし(左)にしてから両面印刷してください。

市民税 納入申告書												
(宛先)前橋市長										(受付印)		
年 月 日提出												
年 月分				人員		人						
退職手当等		+	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
特別 徴収 税額	市民税											
	県民税											
住所(居所) 又は所在地												
氏 名 又は名称		印										
特別 徴収 義務者	法人 番号 又は 個人 番号											
	地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。											
退職者の内訳												
氏 名		<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 役員以外		勤続 年数								
1月1日 の住所		前橋市										
支 払 金 額		市民税額			県民税額							
氏 名		<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 役員以外		勤続 年数								
1月1日 の住所		前橋市										
支 払 金 額		市民税額			県民税額							

【納入申告書の記入事項】

●納入書の表面は、「給与分(一括徴収分を含む。)」と「退職所得分」に区分して、それぞれの税額を該当欄に記入してください。

●退職所得に係る市民税・県民税を納入する際は、左の納入申告書に必ず記入してください。

●特別徴収義務者が個人事業主の場合、金融機関に提出する納入申告書には個人番号のみ記入せず、前橋市への提出については、上記とは別の納入書(個人番号を含む必要な事項を記入したもの)を用いて、別途郵送等により提出してください。併せて「個人番号カードの表裏両面の写し」等の貼付もお願いします。

●退職者が役員の場合は、別途退職所得に係る「特別徴収票」を提出してください。

●退職等により給与分の特別徴収税額に異動があったときは、速やかに別途「異動届出書」を提出してください。

市民税・県民税特別徴収税額の納期限は

徴収した月の翌月10日です

※納期限が市の休日(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日等)に当たるときは、その休日の翌日を納期限とします。

市民税・県民税特別徴収税額 取扱金融機関

群馬銀行	高崎信用金庫
しのめ信用金庫	桐生信用金庫
東和銀行	アイオー信用金庫
みずほ銀行	利根郡信用金庫
三井住友銀行※1	北群馬信用金庫
りそな銀行	あかぎ信用金庫
足利銀行	ぐんまみらい信用組合
横浜銀行※2	横浜幸銀信用組合
第四北越銀行	中央労働金庫
みずほ信託銀行	前橋市農業協同組合
三井住友信託銀行	大光銀行
栃木銀行	
ゆうちょ銀行・郵便局※3	

【その他】

前橋市役所収納課
各支所・各市民サービスセンター(コミュニティーセンターを除く)

(金融機関名称は令和4年4月現在)

- ※1 令和5年4月1日から、三井住友銀行での窓口納付には手数料が発生します。
- ※2 横浜銀行での窓口納付には手数料が発生します
- ※3 ゆうちょ銀行・郵便局は、関東各都県及び山梨県所在のゆうちょ銀行・郵便局で納入できます。(関東各都県及び山梨県以外に所在するゆうちょ銀行・郵便局において初めての納入を希望される場合は、別冊特別徴収のしおりの「ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行・郵便局名を記載の上、そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。)